



療養介護 『両毛整肢療護園』 ご利用までの流れ

1	受付・申請	市町村の障害サービスを担当する窓口にて、サービス利用の申請を行います。
2	サービス等利用計画書の提出依頼	サービス等利用計画書の作成を依頼する「指定特定相談支援事業者」を市町村へ届け出たうえで、作成依頼の契約をします。
3	障害支援区分の認定調査	認定調査員がご自宅などへ訪問し、心身の状況について本人や家族などから聞き取りながら、80項目の基本調査、勘案事項調査を行います。
4	一次判定	市町村は、訪問調査による80項目の基本調査に基づき、コンピュータによる判定を行います。
5	二次判定(審査会)	市町村は、「医師の意見書」と勘案事項調査を元に、審査会で障害支援区分の判定をします。
6	障害支援区分認定の通知	市町村から、申請者宛に区分1～6の認定結果をお知らせします。
7	サービス利用意向聴取	特定相談支援事業者がご自宅などに訪問し、生活の悩みや希望するサービスなどの内容を聞き取りします。
8	サービス等利用計画書の提出・勘案	特定相談支援事業者が、聞き取った内容と認定された障害支援区分を踏まえてサービス等利用計画書を作成し、市町村へ提出します。
9	支給決定	サービス利用についての支給決定がされます。

10	支給決定通知書・受給者証の交付	市町村から支給決定通知書・療養介護医療受給者証・障害福祉サービス受給者証が交付されます。
11	サービス等利用計画の作成	特定相談支援事業者が、支給決定の内容からサービス事業者の調整などを行い、利用計画を作成し、市町村へ提出します。
12	利用契約	受給者証を利用予定の事業者や施設に提示して利用を申し込み、契約を結びます。
13	サービス利用	契約に基づいてサービスを利用します。サービスの利用にあたり、「利用者負担額」や「生活に係る実費」を施設に支払います。



社会福祉法人 桐生療育双葉会

りょう もう せい し りょう ご えん
両毛整肢療護園

〒376-0013

桐生市広沢町1丁目2648-1

TEL: 0277-54-1182

FAX: 0277-53-7003